

承認第1号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成20年10月28日に別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

平成21年2月13日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例の一部を改正する 条例

京都府後期高齢者医療広域連合報酬及び費用弁償条例（平成19年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例

第1条中「報酬及び費用弁償」を「議員報酬及び費用弁償、法第292条の規定において準用する法第203条の2の規定に基づく報酬及び費用弁償」に改める。

第2条の見出し中「報酬」を「議員報酬及び報酬」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前4号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員（以下「議員」という。）がその職務に従事したときは、議員報酬を支給する。

第3条の見出し中「報酬」を「議員報酬及び報酬」に改め、同条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員報酬の額は、別表第1に定めるところによる。

第4条の見出しを「（費用の弁償）」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「第2条第1号から第3号まで」を「第2条第2項第1号及び第2号」に、「京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）」を「旅費条例」に、「第2条第4号」を「同項第3号」に、「同条第5号」を「同項第4号」に、「規定を適用して」を「例により」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員が公務のため旅行したときは、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）第2条第2項に規定する指定職の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

第5条の見出し中「報酬」を「議員報酬、報酬」に改め、同条第1項中「報

酬」を「議員報酬及び報酬」に、「、現に」を「現に」に、「支給する」を「、支給する」に改め、同条第2項中「年額報酬」を「議員報酬又は年額報酬」に、「その報酬」を「議員報酬又は報酬」に改め、同条第3項中「規定による」の右に「議員報酬又は」を、「引き続き」の右に「議員報酬又は」を加え、同項中「職員」を「者」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(実費の弁償)

第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中6級以下の職務にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

「

別表中

広域連合議会議長	年額30,000円
広域連合議会副議長	年額25,000円
広域連合議会議員(広域連合議会議長及び広域連合議会副議長を除く。)	年額20,000円

を削り、

」

「議会の議員のうちから選任された監査委員」の項中「議会の」を削り、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第 1 (第 3 条関係)

区 分	議員報酬
議長	年額 3 0 , 0 0 0 円
副議長	年額 2 5 , 0 0 0 円
議員(議長及び副議長を除く。)	年額 2 0 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 0 年 9 月 1 日以後の期間に係る議員報酬及び報酬について適用する。